

国総海第15号

令和6年4月26日

別紙宛先各位

国土交通省総合政策局海洋政策課長（公印省略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令の一部改正について（お願い）

標記について、今般、下記の事項を内容とする改正法令が公布される運びとなりましたので、貴会員へ周知いただく等、法令の円滑な運用に御協力よろしくお願いいたします。

（本件に関する連絡先）

国土交通省総合政策局海洋政策課企画班

Tel:03-5253-8266

Mailto:hqt-kbh-info@gxb.mlit.go.jp

記

1 背景

我が国では、船舶による汚染の防止のための国際条約（マルポール条約）及び船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（BWM条約）について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）を中心に担保している。具体的な規制の内容を定めるこれらの附属書が国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）において定期的に改正されているところ、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（海防法施行令）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（海防法施行規則）において担保している部分の改正があった。

2 概要

(1) マルポール条約附属書V第10規則の改正に伴う措置

海防法第10条の4第1項及び海防法施行規則第12条の3の5の規定により、国際航海に従事する総トン数400トン以上等の船舶には、船舶発生廃棄物記録簿を船内に備え付けなければならないこととされている。今般、対象となる船舶の総トン数の基準を100トン以上に拡大する。

本改正は、令和6年5月1日から施行することとする。

(2) マルポール条約附属書VI付録Vの改正に伴う措置

法第19条の22第1項及び海防法施行規則第12条の17の8の規定により、国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶が燃料油を搭載する場合、所定の事項を記載した燃料油供給証明書を船舶内に備え置かなければならないこととされている。今般、当該記載をすべき事項として燃料油の引火点を追加するとともに、所要の改正を行う。

本改正は、令和6年5月1日から施行することとする。

(3) BWM条約附属書付録IIの改正に伴う措置

海防法第17条の4第2項並びに海防法施行規則第12条の14の16各項及び第1号の9の5様式の規定により、船舶において水バラストの取扱いに関する作業が行われたときは、水バラスト記録簿に所定の事項を記載しなければならないこととされている。今般、その記載事項及び様式をBWM条約附属書付録IIの改正に合わせて改正する。

本改正は、船舶における水バラスト記録簿の切替え期間を確保する観点から、令和6年5月20日から施行するとともに、附属書の改正の発効日である令和7年2月1日の前日までの間は、なお従前の例によることができることとする。

(4) マルポール条約附属書I第43A規則の改正に伴う措置

海防法第5条の3第3項及び海防法施行令第1条の11の規定により、油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を防止する必要がある海域として南極海域が定められ、重質油を積載した船舶を航行させてはならないこととされている。今般、当該

海域として北極海域を追加し、同海域における重質油を積載した船舶の航行を禁止する。

本改正は、令和6年7月1日から施行することとする。

(5) IMO決議MEPC. 381(80)の実施

海防法第4条第1項の規定により油の排出が禁止されているところ、同条第3項及び海防法施行令第1条の10第1項各号の規定により、別表第1の5に定める8海域以外の海域については、一定の基準に従ったタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出が認められている。今般、別表第1の5に定める海域として紅海海域及びアデン湾海域を追加し、これらの海域における当該水バラスト等の排出を禁止する。

本改正は、令和7年1月1日から施行することとする。

(6) IMO決議MEPC. 382(80)の実施

海防法第10条第2項第2号並びに海防法施行令第4条第2項及び別表第2の2の規定により、日常生活系廃棄物（食物くず）について、海防法第10条第2項第3号並びに海防法施行令第4条の2第2項及び別表第3の規定により、通常活動系廃棄物（貨物倉の残留物及び洗浄水並びに貨物としての輸送中に死亡した動物の死体）について、それぞれの船舶からの排出についての海域ごとの基準が定められており、バルティック海海域等の7海域においては通常の基準に上乗せした特別の基準を適用することとされている。今般、当該海域として紅海海域を追加し、同海域における当該廃棄物の排出の基準を7海域と同等に改める。

本改正は、令和7年1月1日から施行することとする。

(7) 海洋施設からの廃棄物の排出の基準の見直し

海防法第18条第2項第2号並びに海防法施行令第9条の6第1項及び別表第4の規定により、海洋施設からの日常生活系廃棄物（食物くず）の排出について海域ごとの基準が定められている。一方、現行規定においては国際約束を担保する部分と我が国独自の基準である部分とが混在しているうえ、我が国独自規制の部分も食物くずの易分解性に照らして過剰な規制となっている。このため、規定を適正化するとともに、我が国独自の基準で

ある部分について、我が国周辺海域に関する部分を除き、規制を解除する。

本改正は、令和7年1月1日から施行することとともに、その施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(8) マルポール条約附属書VI第14規則の改正に伴う措置

海防法第19条の21第1項及び海防法施行令第11条の10の規定により、船舶において使用する燃料油について海域ごとの基準が定められており、通常基準に上乗せした特別の硫黄分濃度の基準を適用する海域として4海域が定められている。今般、当該海域として地中海排出規制海域を追加し、同海域において使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を強化する。

本改正は、令和7年5月1日から施行することとする。

3 公布スケジュール

(1)・(2)

令和6年4月26日公布（案文につき別紙1）

(3)

令和6年5月20日公布予定（案文につき別紙2）

(4)～(8)

令和6年6月5日公布予定（新旧対照表につき別紙3）

別紙宛先（あいうえお順）

アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング カントリーマネージャー 殿

- （一財）日本海事協会 副会長 殿
- （一財）日本船舶技術研究協会 理事長 殿
- （一財）日本舶用品検定協会 常務理事 殿
- （一社）大日本水産会 専務理事 殿
- （一社）日本外航客船協会 理事長 殿
- （一社）日本海事代理士会 会長 殿
- （一社）日本港湾タグ事業協会 専務理事 殿
- （一社）日本作業船協会 会長 殿
- （一社）日本船主協会 理事長 殿
- （一社）日本船長協会 常務理事 殿
- （一社）日本船舶品質管理協会 専務理事 殿
- （一社）日本造船工業会 専務理事 殿
- （一社）日本中小型造船工業会 専務理事 殿
- （一社）日本長距離フェリー協会 常務理事 殿
- （一社）日本舶用機関整備協会 専務理事 殿
- （一社）日本舶用工業会 専務理事 殿
- （一社）日本マリン事業協会 専務理事 殿
- （一社）日本旅客船協会 理事長 殿
- （公社）日本海難防止協会 理事長 殿

全日本海員組合 組合長 殿

DNV AS カントリーマネージャー 殿

- （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部長 殿

日本小型船舶検査機構 理事長 殿

日本内航海運組合総連合会 理事長 殿

LLOYD'S REGISTER GROUP LIMITED ゼネラルマネージャー 殿